

介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修の継続を求める意見書

平成 27 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2015（骨太方針）」では、保険料負担の上昇等を抑制するため、次期介護保険制度改革に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しを検討することが盛り込まれた。また、財務省の財政制度等審議会では、競争を通じたサービスの効率化及び質の向上を促す観点から、軽度者に対する福祉用具貸与及び住宅改修について、原則として自己負担とする制度への切りかえが提案されている。

しかしながら、現行の介護保険制度における福祉用具貸与等のサービスでは、福祉用具専門相談員が福祉用具サービス計画を作成した上で、適切なサービスを提供するなど、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしている。また、福祉用具貸与や住宅改修の利用を自己負担とした場合、歩行器等の利用や手すりの設置が減ることで、転倒による骨折などが発生しやすくなり、結果として介護度の重度化につながり、保険給付の増大及び介護人材の不足に拍車をかけるとの指摘もある。

よって、国におかれては、今後の超高齢社会に向けて、軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修の利用について、現行どおり介護保険の給付対象として継続することを強く要望する。

ここに、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 6 月 21 日

石川県金沢市議会議長 福 田 太 郎

地下水保全に係る法整備を求める意見書

我が国は、降水量が豊富で、国土の多くが山林であることから良質な地下水が地中に多く蓄えられており、古くから生活用水や農業用水として活用され、人間の生活活動や経済活動を支える重要な資源とされている一方、汚染水による被害や過剰な揚水による地盤沈下など、経済活動が優先されてきたことによる弊害も発生している。

健全な水循環は生物が生きていく上で必須の条件であると同時に、自然災害が多発する我が国において、緊急時における清浄な地下水の確保が生命線となることから、地下水保全に対する重要性が高まっている。

国において、森林法の改正や水循環基本法の施行など、水資源の保全に向けた動きは見えるものの、各自治体が地域の実情に応じて独自に条例等を定めるほか、財政投資による雨水浸透施設等での地下水涵養に取り組んでいるのが現状である。しかし、地下水は各自治体の境に関係なく存在していることから、各自治体によるそれぞれの対策のみでは抜本的な解決は難しく、広域的な視点による対策が必要である。

よって、国におかれては、地下水資源の保全の観点から、地下水資源の適正な利用に係る法整備を速やかに図るよう強く要望する。

ここに、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 6 月 21 日

石川県金沢市議会議長 福田 太郎

「待機児童解消加速化プラン」の推進を求める意見書

国は、平成 25 年 4 月に策定した「待機児童解消加速化プラン」に基づき、保育所等の受け入れ児童数の拡大や保育士の処遇改善などに取り組んできたところだが、依然として全国で 2 万人を超える待機児童のほか、潜在待機児童の存在もささやかれている。

待機児童の解消に当たっては、地域の待機児童数及び利用者のニーズに合わせたきめ細かな支援策が重要となることから、保育人材を確保するための大幅な処遇改善など総合的な取り組みを推進するとともに、早急な施設整備と入所しやすい環境の確保に向けた施策を講じることが必要である。

よって、国におかれては、待機児童の解消を図るため、下記の事項について早急に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 予見される待機児童解消のため、「待機児童解消加速化プラン」を着実に実施すること。
 - 2 多様な保育ニーズと保育施設とのマッチングを行う「保育コンシェルジュ」について、利用者の視点に立った機能強化を図ること。
 - 3 待機児童の受け皿確保に向けて、公有地等を活用した多様な施設整備に係る支援を拡充するほか、保育士のさらなる処遇改善及び職場の環境整備に積極的に取り組むこと。
- ここに、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 6 月 21 日

石川県金沢市議会議長 福田 太郎